

原 発 本 第 150 号

令 和 4 年 12 月 28 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役 社長執行役員

池 辺 和 弘

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、令和3年8月23日に玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請」という。）しておりますが、この度、4号炉の取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が55,000MWd/tの高燃焼度燃料を使用することから、発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、これらの案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他方の申請に対する補正を実施する予定です。

**【既申請案件】**

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年8月23日(原発本第92号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、3号炉及び4号炉における基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和4年12月28日(原発本第149号)
3. 変更の理由：4号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が55,000Mwd/tの高燃焼度燃料を使用するため、関連する記載事項の一部を変更する。

以 上